広野町国土強靭化地域計画

令和3年3月 広野町

【目次】

第	1 章		はじ	じめし	こ																								
	1	計	画策	定の)趣旨	ੂੰ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	計	画の	位置	量付け	; •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	3	地	域防	災計	十画 と	- 0)達	違い	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	4	計	画期	間・	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第	2 章	章	基本	的	な考	え	方																						
	1	基	本目	標・			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2	事	前に	備え	· 3^	ごき	£ E	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	3	強	靱化	を推	進す	トる	£ &	こで	0	基	本	的	な	方	針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第	3 重	章	地垣	 支持	生																								
	1	広	野町	の批	也域朱	寺性	<u>ŧ</u> .	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	2	被	害の	想定	きとた	Z Z	5近	岛去	0	自	然	災	害	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第	4章		脆弱																										
	1	評	価の	枠組	1 1 み 万	をて	バヨ	三順	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
	2	評	価結	果•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
第	5 ₫	章	強靭	财化	の推	進	方	針																					
	1	推	進方	針の	策员	Ē.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
	2	推	進方	針の)具位	甘	勺卢	习容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
第	6 ፤		計画																										
	1		進体				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49
	2	進	捗管	理及	なびり	記述	直し	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害 (以下「東日本大震災」という。)は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路等の基 幹的な交通基盤の分断、堤防の壊滅的被害等、産業・交通・生活基盤において、町内全域 に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による災害(以下「原子力災害」という。)は、町内全域に避難指示が発令され、全町避難を余儀なくされる等、町のあらゆる基盤が根底から覆される事態を引き起こした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が制定され、国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。福島県においても、平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」が策定された。

広野町においても、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「広野町国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、「広野町復興計画(第二次)」や、「広野町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

3 地域防災計画との違い

本町はこれまでも「広野町地域防災計画」に基づき、防災・減災に取り組んできている。

地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた

計画となっている。これに対して国土強靭化地域計画は、平時からのハードとソフトの 取組を幅広く位置付けた、強くしなやかなまちづくりの方向性を示す計画となっている。 両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とさ れる対応について定めている。

4 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画、県の地域計画を踏まえ、本町における強靭化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

1 人命の保護が最大限図られること2 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化4 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
	(それがなされない場合の必要な対応を含む)
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機
5	能不全に陥らせない
	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、
6	上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧
	を図る
7	制御不能な二次災害を発生させない
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる
0	条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念及び基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に 基づき、本町における強靱化を推進する。

- (1)強靱化の取組姿勢
- 本町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて、各地域の活力を高めつつ、本町全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- 国、県、町、町民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

○ 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金 の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳 幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 原子力災害からの復興・再生を中心として、医療、福祉、教育の確保、福島イノベーション・コースト構想による新産業や雇用の創出、事業や営農の再開支援、風評 払拭・風化防止等に取り組み、本町の復興を加速させていく。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進 する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

1 広野町の地域特性

(1) 位置・地勢・気候

本町は、福島県浜通り地方中部、双葉郡の南に位置し、総面積は58.69 kmである。 東は太平洋を臨み、西には阿武隈山系、南はいわき市と北は楢葉町に隣接し、東西13km、南北7kmの広さである。

本町の地形は、東西に細長く、その大部分が標高 300mから 700mの丘陵地で阿武隈山系に属し、河川は北部を流れる北迫川、中部を流れる浅見川、南部を流れる折木川の 3 河川が太平洋に注いでおり、浅見川沿いは渓谷が形成されています。

本町の市街地及び集落はこれらの河川沿いに分布している。

海、川、山と多様な自然環境を有し、「東北に春を告げるまち」をキャッチフレーズに海洋性気候により、冬でも降雪が少なく、年間平均気温も12.6℃と露地植でみかんが栽培できる温暖で寒暖の差が少ない気候である。

(2) 人口

本町の人口の推移を昭和 25 年から平成 27 年までの 14 回の国勢調査でみると、戦後のピークは昭和 30 年の 6,532 人、昭和 35 年から昭和 50 年までは減少傾向となり、昭和 50 年から昭和 60 年までは横ばい状態、平成 2 年から平成 12 年まで増加傾向を示し、平成 17 年から平成 27 年にかけて減少している。震災前の平成 22 年は 5,418 人、平成 27 年は 4,323 人と 1,095 人減少している。令和 3 年 2 月末時点で 4,703 人となっている。

都市部への人口流出、未婚化・晩婚化の進行、出生数の減少、死亡数の増加等の要因により人口減少が進み、平成23年3月の東日本大震災及び原子力災害の発生後、若い世代を中心に町外への人口流出が続き、人口の流動が大きくなっている。

本町では、人口減少・高齢化の進行の度合いが深刻な状況にあることから、避難者の帰還や移住定住の促進等による人口流出の抑制に向け、原子力災害の収束と安全・安心に暮らすことのできる地域社会の実現が求められている。

(3) 社会基盤

本町は、東北圏と首都圏を結ぶ常磐自動車道、町内の南北に縦断する国道6号、 JR常磐線、県道いわき〜浪江線、県道広野〜小高線の交通網が整備されている。

本町の産業は、小規模経営の兼業農家が大半を占め、稲作を中心とした畜産、野菜等の複合経営農家が多い。(株) JERA広野火力発電所、広野工業団地に誘致した企業があり、雇用の創出をはじめとする様々な経済活性化効果を地域に与えている。

2 被害の想定となる過去の自然災害

(1) 地震·津波災害

【東日本大震災による被害の状況】

平成23年3月11日(金)14時46分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大規模 大地震(マグニチュード9.0)が発生した。この地震で、広野町は2分程度の激しい 揺れに襲われ、震度6弱を観測した。

地震発生からおよそ 45 分後に推定 9 mの巨大津波が押し寄せ、下浅見川字久保・本町地区をはじめとする沿岸部において甚大な被害をもたらした。これら一連の地震と津波により、多くの家屋が倒壊、流出し、道路や上下水道などのライフラインも壊滅的な被害を受けた。この津波により 3 人が犠牲になった。

さらに、翌日の3月12日(土)には福島第二原子力発電所の半径10km 圏内に屋内 退避指示が発令された。その後、福島第一原子力発電所1号機の水素爆発を受け、事 態の非常性を考慮して、翌3月13日(日)、全町民に対し避難指示を発令された。こ れにより、役場機能を町外に移転し、約5,000人の町民が町外での避難生活を強いら れる状況になった。

【東日本大震災被害の概要】

(令和3年1月1日時点)

区分		被害数				
1 66 500 (\$2)	死者	3人、災害関連死 46人				
人的被害	行方不明者	無し				
	全壊	113 世帯				
住家被害	大規模半壊	39 世帯				
	半壊	248 世帯				
	道路	町道 15 ヶ所				
	下水道	下水道処理場1棟全壊、町道管路損傷				
その他の 被害	町営住宅	浜田住宅 (15 戸) 全壊 大平住宅・虻木住宅・桜田住宅損傷				
	教育施設	幼稚園、小学校、中学校など				
	農地	44 ヘクタール				
罹災世帯数		1,989 世帯				
罹災者数		5, 490 人				

(2) 風水害・土砂災害

近年、日本各地で短時間型の集中豪雨(いわゆるゲリラ豪雨)による水害が頻発している。災害発生の要因には温暖化や都市化など様々な要因があるが、激しい雨が突然、狭い範囲で短い時間に降ることが多く、予測が難しいとされている。令和元年 10月 12日から 13日にかけて、大型で非常に強い勢力であった台風第 19号(令和元年東日本台風)により、本町においても、初めてとなる大雨特別警報が発表され、2日間の総雨量が 250.5 mmに達するなど、暴風を伴う記録的な大雨となった。

【台風や大雨による過去の記録的雨量(昭和46年~令和元年)】

災害発生年月日	災害の種類	降雨量(mm/日)
昭和 46 年 8 月 31 日	台風 23 号	270
昭和 52 年 9 月 19 日	台風 11 号	263
昭和61年8月4日	台風 10 号	210
平成3年9月19日	台風 18 号	192
平成4年6月21日	大雨	186
平成8年9月22日	台風 17 号	249
平成 14 年 7 月 10 日	台風6号	189
平成 16 年 10 月 9 日	台風 22 号、前線	211
平成 18 年 6 月 16 日	低気圧による暴風、大雨	265
平成 23 年 9 月 21 日	台風 15 号	191
令和元年 10 月 12 日	台風 19 号	247
令和元年 10 月 25 日	台風 21 号	198

【令和元年 台風 19 号、台風 21 号による被災状況】

○令和元年台風 19 号

令和元年 10 月台風 19 号は、10 月 12 日に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸し、その後、関東地方を通過して 10 月 13 日に日本の東で温帯低気圧に変わるまで、静岡県や新潟県、関東地方、東北地方の多くの地点で観測史上 1 位の値を更新する記録的な大雨を降らせた。河川の氾濫やがけ崩れ等により、死者・行方不明者 99 人、住家の全半壊等 4,008 棟、住家浸水 70,341 棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生した。本町の期間降水量は 250.5mm でしたが、10 月 12 日には、最大 1 時間降水量 48.5mm を記録し、1971 年の統計開始以来、10 月として 1 位の値を更新した。

これにより、町内各地において浸水、土砂崩れ等の災害が発生し、道路や農業施設など、町管理施設等 68ヶ所が被災した。また、住宅等において床上浸水1件、床下浸水5件の被害が発生し、指定避難所に52世帯104人、福祉避難所に1世帯2人が避難したが、この台風による人的被害はなかった。

○令和元年台風 21 号

令和元年 10 月 25 日から 26 日にかけて、台風 21 号からの暖かく湿った空気が低気 圧に流れ込み、福島県では、浜通りを中心に 10 月 25 日夕方から激しい雨が降り、特 に夜のはじめ頃から夜遅くにかけては非常に激しい雨が降った。本町においても、 202.0mm と 10 月 1 か月の平均値に匹敵する降水量となった。

これにより、町内各地において土砂崩れ等の災害が発生し、道路や農業施設など、町管理施設等 56 ヶ所が被災した。また、住宅等の床上、床下浸水被害はなかったが、指定避難所に 14 世帯 17 人が避難した。この大雨による人的被害はなかった。

○町管理施設の災害復旧状況(台風19号、21号による豪雨)

	被災件数	完了
農業用水路・堰	26	21
農地(田)	22	20
町道	38	34
河川	14	6
林道	27	16
	127	97

○県管理施設災害復旧状況(台風19号、21号による豪雨)

	被災件数	完了
河川	19	10
道路	8	1
	27	11

○その他の被害状況等

① 降雨量

	日時	日雨量
台風 19 号	10月12日	247mm
台風 21 号	10月25日	198mm

② 県管理施設等被害状況(台風19号、台風21号)

	被災件数(件)
県道	9
河川	19
計	28

③ 農作物(水稲)の被害状況

	被災件数(件)	被害面積(m²)
台風 19 号	9	6, 381
台風 21 号	19	360
計	28	6, 741

④ 住宅等の被災状況(台風21号)

被災状況	被災件数	被災者数等
床下浸水 (民家)	5件	7世帯
床上浸水(事業寄宿舎)	1件	30 人
罹災世帯数		1 世帯
罹災者数		1人

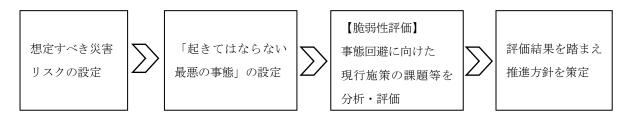
⑤ 避難の状況

地 域 別	設置数	世帯数	避難者数
台風 19 号			
公民館・中央体育館	2ヶ所	52 世帯	104 人
箒平地区集会所	1ヶ所	0 世帯	0人
福祉避難所 (広桜荘)	1ヶ所	1世帯	2 人
台風 21 号			
公民館	1ヶ所	14 世帯	17 人
計	5ヶ所	67 世帯	123 人

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の枠組み及び手順

「脆弱性の評価」とは、本町を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本町が抱える課題・弱点(脆弱性)を洗い出し、現行施策について分析・評価するもの。脆弱性評価の結果を基に、本町に必要な「強靭化施策の推進方針」を策定する。なお、評価は次の枠組みにより実施した。



(1) 対象とする災害リスク

本町に甚大な被害をもたらす可能性のある大規模自然災害全般(地震、津波、風水害、土砂災害等)について、本計画の想定すべき災害リスクの対象とする。

(2)「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定

第2章で設定した「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、仮に起きたと すれば致命的な影響が生じるものと想定される「起きてはならない最悪の事態(リ スクシナリオ)」を次のとおり設定した。

大規模自然災害が発生したと 1-2 大規模自然災害が発生したと 1-2 大規模自然災害が発生したと 2 1-3 異常気薬やによる医療が発生 1-4 大規模自然災害な生産後から 2-5 接近地での責料・放料水等、生産に関却の初資供給の長期停止を対したる孤立集落等の発生 2-1 接近地での責料・放料水等、生産に関却の初資供給の長期停止を対したる孤立集落等の発生 2-1 接近地での責料・放料水等、生産に関却の初資供給の長期停止を数から 2-1 接近地での責料・放料水等、生産に関却の初資供給の長期停止を数から 2-1 接近地での責料・放料水等、生産に関却の初資供給の長期停止を数から 2-1 接近地での責料・放射・救急活動等の総対的不足 2-2 接近地での責料・放射水等、生産に関する物質・素を表した。 1-2 接近地で対する疾患の・原発・活性を取りによる機能の弁定 2-1 接近地で対する疾患の・原発・活性を対している機能の弁定 2-5 接近機能の弁定 2-6 接近地における疾患・原発・部の大規率を生 3-1 接近による管理機能の対理を生 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 3-3 行政機関の職員・施設等の表現による機能の上 2-1 接近部に必要な者に伝達でき ない事態 3-2 信号機能の手障 2-1 2-2 全部を定 2-2 全部を定 2-3 2-	事前	竹に備えるべき目標	事態番号	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
大規模自然災害が発生したと			1 – 1	
1 - 3		十担構自然巛字が残れしたし	1 - 2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4 大規模自然災害発生直後から 2-3 対の不足・対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	٠,		1 - 3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-6 情報伝達の不偏等による避難行動の選れ等で多数の死傷者の発生 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生 2-3 対称、響系、消防、海保等の被災等による核助・救急活動等の絶対的不足 2-4 核助・救急、医療活動等の絶対的不足・被災支援ルートの途絶に 2-5 は変地に対ける疫病・感染症対策等の大規模発生 2-6 被災地に対ける疫病・感染症対策等の大規模発生 3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 4-1 電力供給停止等による情報通信の除庫・長期機能停止 4-2 デレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 5-1 第気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止 5-1 第大規模自然災害発生後であった。経済活動 (サブライデェーンを含む)を機能不全に 協らせない 5-1 第気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止 5-2 食料等の安定供給の停滞 5-2 食料等の安定供給の停滞 5-2 食料等の安定供給の停滞 5-2 食料等の安定供給の停滞 5-2 食料等の安定供給の停滞 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態 6-4 異常海水等による用水の供給途絶 5-1 第気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態 6-4 異常海水等による用水の供給途絶 7-1 災害の発生 7-3 原子分発電所等からの飲料性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7-3 原子分発電所等からの飲料性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7-3 原子分発電所等からの飲料性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7-3 原子分発電所等からの飲料性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7-3 原子分発電所等からの飲用の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備を対している事態 5-2 優別等による被害の強力の対理の停滞により復日・復興が大幅に遅れる事態 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備を対している事態 5-2 優別を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 5-2 優別を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 5-2 優別を担う人材の不足等により後日・復興が大幅に遅れる事態 5-2 優別を担う人材の不足等により後日・復興が大幅に遅れる事態 5-2 優別を担う人材の不足等により後日・復興が大幅に遅れる事態 5-2 優別を担う人材の不足等により後日・復興が大幅に遅れる事態 5-2 優別を担きる条件を整備を対している事態 5-2 優別を担き入材の不足等により後日・復興が大幅に遅れる事態 5-2 優別を担き込み対域を対している。 5-2 優別を対している。 5-2 優別を	1		1 - 4	
2			1-5	暴風雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
大規模自然災害発生直後から 放助・救急、医療活動等が迅速に行われる 2 - 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2 - 3 複数・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 2 - 4 被助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 2 - 5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻庫 2 - 6 被災地における疫病・感染症対策等の大規模発生 3 - 2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 3 - 3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 第 - 4 第 - 4 2 2 2 2 2 2 2 3 2 3 3			1 - 6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
大規模自然災害発生直後から 枚助・教急、医療活動等が迅速に行われる 2 - 3 2 - 4 枚助・教急、医療活動のためのエネルギー供給の長期給絶 2 - 4 枚助・教急、医療活動のためのエネルギー供給の長期給絶 2 - 5 2 - 4 校助・教急、医療活動のためのエネルギー供給の長期給絶 2 - 6 被災地における疾病・感染症対策等の大規模発生 3 - 1 被災・よる警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等 3 - 2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 3 - 3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 4 - 2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期機能停止 4 - 2 でルビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サブライチェーンを含む)を機能不全に協らせない 5 - 2 食料等の安定供給の停滞 5 - 2 食料等の安定供給の停滞 5 - 2 食料等の安定供給の停滞 6 - 4 異常湯水等による用水の供給途絶 5 - 2 上水道等の長期間にわたる機能停止 6 - 3 地域交通ネットワークが分断する事態 6 - 4 異常湯水等による用水の供給途絶 7 - 1 災害の発生 7 - 2 有害物質の大規模拡散・流出 7 - 3 展井 外発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7 - 4 機地・素体等の完による被害の拡大 7 - 5 展井等による地域経済等への甚大な影響 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再速・回復できる条件を整 5 - 2 を無対等のの表土な影響 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再速・回復できる条件を整 5 - 2 2 4 4 2 4 4 2 4 4			2 - 1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
対助・収急、医療活動等が迅速に行われる			2 - 2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
取助・収急、医療活動等か成 2-4 取助・収急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 2-5 医療・福祉機能の麻麻 2-6 被災地における疫病・感染症対策等の大規模発生 3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻疵・長期機能停止 4-2 デレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サブライチェーンを含む)を機能不全に協らせない 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止 5-2 食料等の安定供給の停滞 6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止 4-2 上水道等の長期間にわたる機能停止 5-2 食料等の安定供給の停滞 6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止 4-2 上水道等の長期間にわたる機能停止 4-2 位式 2-2 1 1 1 1 1 1 1 1 1			2 - 3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶
速に行われる	2		2 - 4	
2-6 被災地における疫病・感染症対策等の大規模発生 3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期機能停止 4-2 でレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 5-1 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サブライチェンを含む)を機能不全に協らせない 5-2 食料等の安定供給の停滞 5-2 食料等の安定供給の停滞 5-2 食料等の安定供給の停滞 6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止 6-4 異常渇水等による用水の供給途絶 6-4 異常渇水等による用水の供給途絶 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次 災害の発生 4-2 を確保するとともに、これ らの早期復旧を図る 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次 災害の発生 7-2 有害物質の大規模拡散・流出 7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再乗・回復できる条件を整 8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6日・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6日・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 10日・復興が大幅に遅れる事態 10日・復興が大幅に遅れる事態 10日・復興が大幅に遅れる事態 10日・復興が大幅に遅れる事態 10日・復興が大幅に遅れる事態 10日・復興が大幅に遅れる事態 10日・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 10日・復興を担う人材の不足等により復日・復興が大幅に遅れる事態 10日・復興を担う人材の不足等により復日・復興が大幅に遅れる事態 10日・復興を担う人材の不足等により復日・復興が大幅に遅れる事態 10日・復興を担う人材の不足等により復日・復興が大幅に遅れる事態 10日・復興を担き人材の不足等により復日・復興を担き人材の不足等により復日・復興を担き人材の不足等により復日・復興を担き人材の不足等により復日・復見が大幅に遅れる事態 10日・復興を担き人材の不足等により復日・復興を担き人材の不足等により復日・復興を担き人材の不足等により復日・復興を担き人材の不足等により復日・復興を担き人材の不足等により復日・復興を担き人材の不足等により復日・復興を担き人材の不足等により渡れば、10日・10日・10日・10日・10日・10日・10日・10日・10日・10日・		速に行われる		医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災支援ルートの途絶に
大規模自然災害発生直後から 3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 4 2 電力政治関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 4 2 電力政治関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 4 2 電力政治学の主義の事態 4 2 でレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 5 5 1 でレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 5 5 2 食料等の安定供給の停滞 5 2 食料等の安定供給の停滞 5 2 食料等の安定供給の停滞 6 1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止 6 2 上水道等の長期間にわたる機能停止 6 2 上水道等の長期間にわたる機能停止 6 3 地域交通ネットワークが分断する事態 6 4 異常過水等による用水の供給途絶 5 4 2 7 2 有害物質の大規模拡散・流出 7 7 原子外発館所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7 7 原子外発館所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7 7 原子外発館所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7 7 原子外発館所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7 7 原子外発館所等による被害の拡大 7 5 風評等による地域経済等への基大な影響 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整 6 6 6 6 6 6 6 6 6			2 – 6	
3				
大規模自然災害発生直後から 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期機能停止 4-2	3		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
4 必要不可欠な情報通信機能は確保する 4-2 デレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 大規模自然災害発生後であっても、経済活動に必要品も関係できるむ)を機能不全に陥らせない 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態 6-4 異常渇水等による用水の供給途絶 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生せない 7-3 原子分発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばくできる発生を表するときない。 7-3 原子分発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばくできる地域経済等への甚大な影響 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整に再建・回復できる条件を整に再建・回復できる条件を整に再建・回復できる条件を整に再建・回復できる条件を整に再建・回復できる条件を整めます。 8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		する	3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
 確保する 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に協らせない 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る イー2 大規模自然災害を発生させない イー3 地域交通ネットワークが分断する事態 イー4 異常渇水等による用水の供給途絶 イー5 大規模自然災害を発生させない イー6 実際の表生 イー7 表別の表別では、一次等の表別では、一次等の発生を表別である。 イー2 上水道等の長期間にわたる機能停止 イー3 地域交通ネットワークが分断する事態 イー4 異常渇水等による用水の供給途絶 イー5 大規模は下金による、大の変を生きせない イー6 実際の発生 イー7 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばくカータを表別である。 イー4 展地・森林等の売廃による被害の拡大展別・機能不全による上次災害の発生を対しまる。 イー5 風評等による地域経済等への甚大な影響 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整めた。 オートを表別を表別が迅速に再建・回復できる条件を整めた。 後日・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 後日・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 		大規模自然災害発生直後から	4 - 1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期機能停止
大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態 6-4 異常渇水等による用水の供給途絶 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-2 有害物質の大規模拡散・流出 7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建し復できる条件を整に再建し復できる条件を整備を提出を表別できる条件を整備を表別できる条件を整備を表別できる条件を整備を表別できる条件を整備を表別できる条件を整備に表別である場件を整備に表別できる条件を整備に表別できるを表別できる条件を整備に表別できる表別できる集件を整備に表別できる条件を整備に表別できる表別できると表別できる条件を整備に表別できる。 後期に表別できる企業を表別できる企業を表別できる条件を整備に表別できる。	4		4 - 2	
6 エーンを含む)を機能不全に 陥らせない 5-2 食料等の安定供給の停滞 7 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要 最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態 6-4 異常渴水等による用水の供給途絶 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生せない 7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばくアー4 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大アー5 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備を整備を整備を整備を整備を整備を整備しています。 8 とは、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備を整備を整備を整備を整備した。 8 とは、とは、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備と変換を担き、人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を変換を担きるの不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を変換を担きるを担きます。			5 – 1	
6 でも、生活・経済活動に必要 最低限の電気、ガス、上下水 道、燃料、交通ネットワーク 等を確保するとともに、これ らの早期復旧を図る 6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止 7 等を確保するとともに、これ らの早期復旧を図る 6-4 異常渇水等による用水の供給途絶 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 1 7-2 有害物質の大規模拡散・流出 7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整に再建・回復できる条件を整に再建・回復できる条件を整態 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	5	ェーンを含む)を機能不全に	5-2	食料等の安定供給の停滞
最低限の電気、ガス、上下水 道、燃料、交通ネットワーク 等を確保するとともに、これ らの早期復旧を図る			6 – 1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
道、燃料、交通ネットワーク 等を確保するとともに、これ らの早期復旧を図る 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態 7-1 異常渇水等による用水の供給途絶 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次 災害の発生 7-2 有害物質の大規模拡散・流出 7-3 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-5 8 大規模自然災害発生後であっ ても、地域社会・経済が迅速 に再建・回復できる条件を整 8-1 8 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	G		6 - 2	上水道等の長期間にわたる機能停止
7 制御不能な二次災害を発生させない 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-2 有害物質の大規模拡散・流出 7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整に再建・回復できる条件を整に再建・回復できる条件を整備 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	0		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7-1 災害の発生			6 - 4	異常渇水等による用水の供給途絶
7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響 大規模自然災害発生後であっ ても、地域社会・経済が迅速 に再建・回復できる条件を整 (# b 2 (# b 2) (# b 2) (# b 3) (# b 4) (# b			7 – 1	
せない 7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整に再建・回復できる条件を整に再建・回復できる条件を整態 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	7	制御不能な二次災害を発生さ	7 - 2	有害物質の大規模拡散・流出
7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響	7	せない	7 - 3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			7 - 4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
大規模自然災害発生後であっ			7 - 5	風評等による地域経済等への甚大な影響
8 に再建・回復できる条件を整 8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			8 – 1	
/#. L v	8		8-2	
		備する	8 – 3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 強靭化施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」を回避するための強靱化施策 分野として、11項目の施策分野を設定した。

1	行政機能/警察・消防
2	住宅・都市
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	経済・産業
6	交通・物流
7	農林水産
8	環境
9	町土保全・土地利用
10	リスクコミュニケーション
11	長寿命化対策

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各課等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

2 評価結果

評価結果は、別紙1のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」(プログラム)ごとに策定した。

また、強靭化施策分野ごとに推進方針を整理した内容は、別紙2のとおりである。 なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」は、ど の事態が発生した場合であっても、本町に致命的なダメージを与えるものであること から、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策につい て推進を図るものとする。

2 推進方針の具体的内容

本町の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は、次のとおりである。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化等)

本町では、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、「広野町耐震改修促進計画」で住宅及び特定建築物(多数の者が利用する学校、病院、集会場、事務所、老人ホーム等で、政令で定める規模以上のもの等)の耐震化率の目標を定め、耐震化を推進している。

住宅は町民生活の基盤として、特定建築物となる公共建築物は防災拠点や避難施設等として重要な役割を担っており、建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、関係団体との連携を一層強化しつつ、「広野町耐震改修促進計画」に基づき住宅・建築物の耐震化に係る取組を促進する。

病院、診療所などの特定建築物については、「広野町耐震改修促進計画」に記載し、耐 震化に係る取組を一層促進する。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
住宅の耐震化率	(R2年度)	(R7年度)
任七の順展化学	74.7%	95.0%
特定建築物の耐震化率	93. 3%	100%

(町有施設(庁舎等)の耐震化等)

大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を 行うため、公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画に基づき、全庁的な進行管 理を行いながら町有建築物の耐震化を進め、防災拠点となる庁舎等の耐震性を確保する とともに、防災拠点施設として機能を発揮できるよう庁舎等の長寿命化対策に取り組む。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
叶大冲筑物 の副電ル支	(R2年度)	(R7年度)
町有建築物の耐震化率	98.3%	100%

(学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化)

学校施設等の長期的な安全性と適切な学習環境を提供するため、外壁改修、小中学校トイレの洋式化を進めて行く。災害時における学校施設の避難所機能を確保するため、学校施設の長寿命化などの老朽化対策、照明器具、窓ガラスなど非構造部材の耐震対策を進めて行く。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
エカ学校技部のA4電ル	(R2年度)	(R7年度)
町立学校施設の耐震化	100%	100%

(病院施設・社会福祉施設の耐震化等)

病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者に対する安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続する福祉避難所としての機能も確保する必要があり、防災減災対策がより強く求められていることから、適切な維持管理の実施や一層の対策促進の支援を行っていく。

(都市公園施設の減災対策等)

都市公園は、災害発生時の避難場所等としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害への備えが必要である。本町が管理する都市公園の減災化対策を計画的に進めるとともに、今後老朽化が進む都市公園施設について、長寿命化計画に基づく施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全確保を推進する。

(橋梁・トンネルの耐震対策)

避難や物流輸送に必要な防災拠点・各避難所等を結ぶ緊急輸送路において、大地震が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する必要があるため、施設の耐震対策を計画的に実施していく。

また、実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化に努める。

(防災重点農業用ため池の耐震対策)

町内に14ヶ所ある防災重点農業用ため池については、経年劣化等を踏まえた耐震性の調査を行い、適切な維持管理に取り組む。

また、決壊等に備え作成したハザードマップについては、あらゆる媒体を通じて周知に努める。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
け、公子と曲米田とよかが引きは細木件料	(R2年度)	(R7年度)
防災重点農業用ため池耐震性調査件数	4池	10 池

(交通安全施設の維持管理)

大規模地震等が発生した場合であっても、緊急輸送路や避難に必要となる道路等における安全かつ円滑な交通を維持するため、町内居住状況や交通危険箇所に関する情報提供などを行い、関係機関と連携して交通安全施設の適切な維持管理を推進していく。

(空き家対策の推進)

適切な管理が行われていない空き家は、大規模自然災害の発生時に倒壊や火災発生の 危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有している。

空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、国、県及び 民間団体等と連携して総合的な空き家対策を推進していく。

(消防広域応援体制の強化)

大規模災害や特殊災害の発生により、消防部隊の広域的な応援が必要となる場合において、消防広域応援が迅速かつ円滑に行われるよう、福島県総合防災訓練や双葉地方広域市町村圏組合消防本部が実施する連携訓練等へ参加することで、相互応援協定の実効性の確保を図るとともに、他都道府県の消防隊員で構成される緊急消防援助隊との連携を含めた応援体制への理解を深め、消防広域応援体制の充実・強化に取り組む。

(消防団の充実・強化)

消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、 就業構造の変化や地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢 化が進んでいることから、若者や女性の消防団加入を促進するとともに、消防団の活動 に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備、特定の消防団活動(大 規模火災の後方支援等)のみを行う機能別団員制度による消防団の充実・強化及び地域 防災力の向上を継続して推進していく。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
沙は田島の字粉を日本	(R2年度)	(R7年度)
消防団員の定数充足率	68.8%	100%

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(防災緑地の整備)

福島県で設置した防災緑地は、自然とふれあいの場としての地域振興機能を備えていることに加え、防災緑地の整備についての連携を深めるとともに、周辺道路の整備、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力の向上に取り組む。

(河川管理施設の整備等)

台風や集中豪雨などの治水対策として、水門・樋門等の河川管理施設についての計画的な補修・更新を行うとともに、平時から河川管理者や関係機関との連絡体制を強化し、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態の常時確保に努める。

(津波避難体制の整備・防災マップの活用促進)

津波発生時における避難行動の遅れは、多数の死傷者の発生を招くことが想定されることから、津波時の受援体制を構築すべく民間企業と津波時における一時避難施設として使用に関する協定を締結している。また、令和2年3月に作成した防災マップの周知に徹底して取り組むとともに、町や学校等が実施する津波避難訓練において防災マップを活用してもらうよう働きかけを行う。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(内水浸水対策の推進)

市街地における雨水浸水被害を防ぐため、被害発生の恐れが高い地区を重点とし、雨水管渠の計画的な整備を推進する。

また、局所的な浸水が頻発している地区については、浸水対策の強化に向けた検討を 進める。

(河川管理施設の整備等) [再掲]

台風や集中豪雨などの治水対策として、水門・樋門等の河川管理施設についての計画的な補修・更新を行うとともに、平時から河川管理者や関係機関との連絡体制を強化し、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態の常時確保に努める。

(防災重点農業用ため池の耐震対策) [再掲]

町内に14ヶ所ある防災重点農業用ため池については、経年劣化等を踏まえた耐震性の調査を行い、適切な維持管理に取り組む。

また、決壊等に備え作成したハザードマップについては、あらゆる媒体を通じて周知に努める。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
け巛手与典学用をみか記録性調本件数	(R2年度)	(R7年度)
防災重点農業用ため池耐震性調査件数	4池	10 池

(洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成)

台風や集中豪雨などによる洪水災害から町民等の生命・財産を守るため、関係機関が 連携して洪水対策体制の整備を推進し、防災・減災対策の充実を図る。

台風や集中豪雨など洪水発生時の住民の主体的な避難行動を促進するため、町ホームページへの掲載や防災訓練、出前講座により洪水ハザードマップの周知と浸透を図る。また、生活する地域の浸水の危険性を実感できるよう、洪水の浸水深や避難行動に関する情報を示す標識の整備を進める。

(水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築)

水害・土砂災害等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、県及び関係機関との連携を強化するほか、逃げ遅れ防止や要配慮者の避難体制を確保するため、地域における防災リーダーの確保・育成を促進する。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり土地の脆弱性が高まる事態

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備)

土砂災害の危険が高まった場合に住民が適切に避難行動をとれるよう、土砂災害危険 区域を含む地区住民に対し、土砂災害ハザードマップを活用した防災訓練や出前講座等 を実施し、危険個所の周知と土砂災害への意識の高揚を図る。

(地すべり防止施設の整備等)

町内においては「地すべり防止指定区域」の指定はないものの、森林の循環的利用・ 林業の活性化により、多面的機能を有する森林を保全するため、ふくしま森林再生事業 を活用し森林整備を推進する。

(治山施設の整備等)

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持し、渓流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の状況を把握し、関係機関との協議や情報共有体制の強化を図る。

(砂防関係施設の維持管理)

砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、関係機関と連携しながら、施設の維持管理を計画的に進める。

(水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築) [再掲]

水害・土砂災害等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、県及び関係機関との連携を強化するほか、逃げ遅れ防止や要配慮者の避難体制を確保するため、地域における防災リーダーの確保・育成を促進する。

1-5 暴風雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

(道路の除雪体制等の確保)

暴風雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路交通環境を確保するため、適時 適切な道路除雪や凍結抑止剤の散布等に取り組み、除雪体制等の充実・確保を推進して

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(住民等への情報伝達体制の強化)

災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、関係機関及び放送・ 通信事業者との連携を一層強化し、防災行政無線や災害情報共有システム(Lアラート)、 緊急速報メールの配信など、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等へ の情報伝達体制の強化を推進する。

(避難行動要支援者対策の推進)

高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者は、災害情報の受理・認識、避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想されることから、災害発生時に速やかに要配慮者を把握して円滑に避難誘導等を行うため、避難行動要支援者名簿の更新や対象者一人ひとりの具体的な個別支援計画の作成を行うとともに、関係機関及び地域住民の協力・連携による避難行動要支援者の避難訓練を実施し、地域防災力の向上及び避難行動要支援者対策の充実を推進していく。

(福祉避難所の充実)

災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、町内2施設を福祉避難所 に指定している。避難訓練実施の際に福祉避難所の開設・運営の訓練を行い、福祉避難 所の適切な対応に取り組む。

(訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応能力の強化)

大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、各種 防災訓練等に取り組み、防災関係機関や消防団、自主防災組織等との連携体制と災害対 応力の強化を推進するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

(在留外国人に対する多言語による情報提供)

在留外国人は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、 関係機関との緊密な連携の下、相談員・通訳員の配置による多言語行政サービスの提供 や通訳者を含めた3者同時通話が可能な通信機器の設置等に係る取組を促進し、大規模 災害が発生した場合においても外国語による正確な情報提供や相談対応を継続して行え る体制を確保していく。

(自助・共助の取組促進)

地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公

助」の取組とともに、一人ひとりが自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、防災マップを活用した情報発信や防災出前講座の実施など、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加等の取組を促進していく。

(自主防災組織等の強化)

東日本大震災等の影響により、従前の自主防災組織はその活動を休止せざるを得ない 状況であるが、日頃からの防災活動の活性化を図るため、自主防災組織のリーダー・防 災士等の人材育成や各種訓練への参画など、自主防災組織の結成や活動促進に向けた取 組を支援し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
地区立大陸の加里	(R2年度)	(R7年度)
地区自主防災組織の設置	2 地区	3 地区

(東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進)

児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断を行い自らの安全を確保するための行動ができるよう教育活動を通じた啓発活動を行うとともに、進んで地域の安全に役立つことができる能力を育成するため、家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、東日本大震災及び原子力災害の経験を踏まえた「生き抜く力」を育む防災教育を推進していく。

(学校における災害対応行動マニュアルの作成支援)

災害発生時において児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等を取れるよう備えるため、各学校における災害対応行動マニュアル(危険等発生時対処要領)の作成や見直しに関する支援に継続して取り組む。

学校施設・設備の点検、避難訓練や防災教育の実施、関係者による情報連絡体制の確認等による平時の防災活動を促進し、学校における災害対応行動マニュアルの実効性を高める支援を行っていく。

(震災教訓の伝承・風化防止)

東日本大震災と原子力災害の記録や資料を収蔵・保存し、震災を経験して得た教訓や知見を継承し、世代を超えて共有することで、風化防止に取り組むとともに、今後の防災・減災対策に活かしていく。

(道路の除雪体制等の確保) 「再掲]

暴風雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路交通環境を確保するため、適時 適切な道路除雪や凍結抑止剤の散布等に取り組み、除雪体制等の充実・確保を推進して

目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされな場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(応急給水体制の整備)

大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄に継続して取り組むとともに、町及び水道事業者の連携・協力による給水対策や自衛隊への応急給水の応援要請など、応急給水に係る訓練等の実施により、関係機関及び協定締結団体との連携をより一層強化し、応急給水体制の整備を推進する。

(上水道施設の防災・減災対策)

大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な水需要等を踏まえた水道施設(基幹管路や配水池、浄水場など)の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する。

(物資供給体制の充実・強化)

大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定の締結団体との連携強化や新規の災害時応援協定の締結等に取り組むとともに、防災訓練の実施等を通じて災害時における物資供給体制の充実・強化を推進する。

(非常用物資の備蓄)

災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、町内複数箇所の施設で食料・飲料水、毛布、紙おむつ等の備蓄を行うとともに、災害時の円滑な搬入出に向けた管理や救援体制の充実を図る。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
防災備蓄品(アルファ化米)の確保	(R2年度)	(R7年度)
例炎哺童中(カレクチ化木)の催休	12,050 食	21,800食

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化)

大規模災害等が発生し、本町を含む福島県のみでは十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道・東北8道県による相互応援協定、福島県及び隣県5県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等が締結され、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制が構築されている。

大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等への参加を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

(緊急輸送路の防災・減災対策)

大規模災害時に災害応急対策活動のための物流等を支える輸送路として機能するよう、 国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努める。

また、町道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて予防保全的な修繕を行う。

(広域道路等の体系的な整備)

大規模災害発生時においては、避難、救助活動、物資供給等を円滑に行うための道路 交通の確保が重要であることから、広域道路を結ぶネットワークの整備並びに予防保全 的な修繕により通行の安全・安心の確保を推進する。

(迂回路となり得る農道・林道の維持管理)

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的に農道・林道の維持管理を推進する。

(自助・共助の取組促進) [再掲]

地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人ひとりが自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、防災マップを活用した情報発信や防災出前講座の実施など、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加等の取組を促進していく。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備) [再掲]

土砂災害の危険が高まった場合に住民が適切に避難行動をとれるよう、土砂災害危険 区域を含む地区住民に対し、土砂災害ハザードマップを活用した防災訓練や出前講座等 を実施し、危険個所の周知と土砂災害への意識の高揚を図る。

(砂防関係施設の維持管理) 「再掲]

砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、関係機関と連携しながら、施設の維持管理を計画的に進める。

(緊急輸送路の防災・減災対策) [再掲]

大規模災害時に災害応急対策活動のための物流等を支える輸送路として機能するよう、 国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努める。

また、町道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて予防保全的な修繕を行う。

(迂回路となり得る農道・林道の維持管理) [再掲]

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的なに農道・林道の維持管理を推進する。

(消防防災ヘリの円滑な運航確保)

大規模自然災害の発生時には、消防防災へりに対する出動要請事案の多数発生や活動の長時間化に伴う点検・整備及び燃料補給等の事情により、福島県の消防防災へりのみでは対応できない事態が想定される。

複数機の発着に備えつり臨時離着陸場の確保を進めるとともに、運航主体と連携した 各種訓練を通じて、円滑な運航調整能力の向上を図る。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応能力の強化) 「再掲]

大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、各種 防災訓練等に取り組み、防災関係機関や消防団、自主防災組織等との連携体制と災害対 応力の強化を推進するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

(警察機関による災害対応のための連携体制の充実・強化)

大規模自然災害発生時において警察が迅速かつ的確な災害対応を行うため、重機による救出・救助活動支援、交通障害物の撤去や高速道路の通行規制等による緊急交通路の確保、鉄道・航空機の状況に関する情報提供や帰宅困難者の滞留場所の確保、物資・食料等の調達、緊急ラジオ放送など、平時から連携内容を相互に確認し、連携体制のさらなる充実・強化を図る。

(消防広域応援体制の強化) 「再掲]

大規模災害や特殊災害の発生により、消防部隊の広域的な応援が必要となる場合において、消防広域応援が迅速かつ円滑に行われるよう、福島県総合防災訓練や双葉地方広域市町村圏組合消防本部が実施する連携訓練等へ参加することで、相互応援協定の実効性の確保を図るとともに、他都道府県の消防隊員で構成される緊急消防援助隊との連携を含めた応援体制への理解を深め、消防広域応援体制の充実・強化に取り組む。

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化) [再掲]

大規模災害等が発生し、本町を含む福島県のみでは十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道・東北8道県による相互応援協定、福島県及び隣県5県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等が締結され、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築されている。

大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等への参加を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

(消防防災ヘリの円滑な運航確保) [再掲]

大規模自然災害の発生時には、消防防災へリに対する出動要請事案の多数発生や活動の長時間化に伴う点検・整備及び燃料補給等の事情により、福島県の消防防災へリのみでは対応できない事態が想定される。

複数機の発着に備えへリ臨時離着陸場の確保を進めるとともに、運航主体と連携した 各種訓練を通じて、円滑な運航調整能力の向上を図る。

(消防団の充実・強化)「再掲】

消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、 就業構造の変化や地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢 化が進んでいることから、若者や女性の消防団加入を促進するとともに、消防団の活動 に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備、特定の消防団活動(大 規模火災の後方支援等)のみを行う機能別団員制度による消防団の充実・強化及び地域 防災力の向上を継続して推進していく。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
※昨日号の字巻本日本	(R2年度)	(R7年度)
消防団員の定数充足率	68.8%	100%

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(緊急車両や避難所に供給する燃料等の確保)

災害発生時において、緊急車両の運行や避難所で必要となる燃料等の供給を確保する ため、町内のガソリンスタンド等と、燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を進 めるとともに、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保 に向けた取り組みを推進する。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
执宁经生此	(R2年度)	(R7年度)
協定締結件数	2件	3件

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足や被災、支援ルートの途絶による医療・ 福祉の麻痺

(DMATによる災害医療体制の充実)

災害発生後直ちに被災地に入り、トリアージや救命処置、患者の搬送に係る診察・処置、被災地内の病院における診療支援等を行う災害派遣医療チーム(DMAT)について、各種研修や実働訓練等を通じて活動内容に対する理解を促進するとともに、調整主体となる福島県と連携して災害医療体制の充実強化を図る。

(DPATによる精神保健活動支援体制の充実)

熊本地震に係る災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動で確認された課題等を踏ま え、DPAT受援に関する体制の構築を推進し、調整主体となる福島県と連携して災害 時における精神保健活動支援体制の充実・強化を図る。

(ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化)

大規模自然災害時は、救命救急処置を要する重傷外傷患者の増加や道路交通基盤の被災等により、ドクターへリの需要増大が見込まれることから、ドクターへリ臨時離発着場所の確保や救命救急センターへの搬送時間の短縮による救命率の向上を図るなど、救急医療体制の充実・強化を促進する。

当地方においては、ふたば医療センター付属病院に多目的医療ヘリを導入しており、

より高度で専門的な医療機関への患者搬送や地域の医療機関への高度・専門的な医療技術等を提供する医師等の派遣受け入れなど、救急医療体制の充実・強化を図り、災害発生時においても、必要な救急医療を確保するための取組を推進する。

(災害医療コーディネート体制の整備)

東日本大震災時は、全国から派遣された医療チームを受け入れるための調整機能や後 方支援機能が十分でなかったという教訓を踏まえ、「福島県災害救急医療マニュアル」 への理解を深め、福島県と連携した災害医療コーディネート体制の整備を推進する。

(災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持)

災害時において医薬品等の迅速な供給体制を確保するため、町内事業者と物資等の供 給協力に関する協定を締結する。

定期的な状況調査を行い必要数量の事前把握に努めるとともに、関係団体との連携・ 情報連絡体制の強化を推進していく。

(災害時医療・福祉人材の確保)

災害発生時においても必要な医療・福祉の提供を維持するため、関係団体との連携強化を促進し、訓練や研修等の機会を捉え、福島県災害派遣福祉チームに関する協定に基づく対応を相互に確認し、災害時における医療・福祉の人材確保を図る。

(医療機関における情報通信手段の確保)

災害時における医療機関の情報通信手段の確保を推進するとともに、医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域救急医療情報システム(EMIS)を活用した円滑な対応ができるよう、EMISの操作説明や訓練等に取り組む。

(病院施設・社会福祉施設の耐震化等)「再掲】

病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者に対する安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続する福祉避難所としての機能を確保する必要があり、防災減災対策がより強く求められていることから、適切な維持管理の実施や一層の対策促進の支援を行っていく。

(福祉避難所の充実) [再掲]

災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、町内2施設を福祉避難所 に指定している。避難訓練実施の際に福祉避難所の開設・運営の訓練を行い、福祉避難 所の適切な対応に取り組む。

(浜通り地方における医療提供体制の再構築)

本町における住民帰還と医療再生を加速させ、災害発生時であっても必要な医療を提供するため、町内医療機関との連携体制を構築するとともに、「ふたば医療センター」との更なる連携強化を図り、地域医療体制の安定化に向けた取組を継続的に行う。

(福祉・介護サービスの再構築)

東日本大震災及び原子力災害の影響により、浜通り地方における福祉・介護分野の人 手不足は深刻な状況にある。共生型サポート拠点の整備に取り組むとともに、福島県と 連携した介護施設等への就労予定者に対する住まいの確保に係る支援を行い、福祉介護 サービスの再構築を推進する。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症予防措置の推進)

災害時において感染症等が蔓延する事態を防ぐため、感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材の育成を進めるとともに、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進していく。

(下水道業務継続計画(BCP)の策定・推進)

東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「BCP」に基づく情報伝達訓練の実施や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進していく。

(下水道施設の維持管理)

下水道事業を持続的に運営するためには、経営管理・執行体制の課題を把握し、解決に取り組むことが重要であることから「広野町下水道スットクマネジメント計画」に基づき、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

(単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進)

し尿のみを処理する単独処理浄化槽について、平成12年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。

生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症の蔓延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、現況の確認を踏まえた老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。

(家畜伝染病対策の充実・強化)

大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・蔓延防止対策を迅速かつ的確に 行うため、実施主体となる福島県との緊密な連携のもと、初期防疫に必要な資材の備蓄、 防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結など、家畜伝染病対策の充実・強化に 向けた取組を推進するとともに、実施主体となる福島県相双家畜保健衛生所と連携し家 畜防疫体制の一層の強化を図る。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等

(警察機関による災害対応のための連携体制の充実・強化)

大規模自然災害発生時において警察が迅速かつ的確な災害対応を行うため、重機による救出・救助活動支援、交通障害物の撤去や高速道路の通行規制等による緊急交通路の確保、鉄道・航空機の状況に関する情報提供や帰宅困難者の滞留場所の確保、物資・食料等の調達、緊急ラジオ放送など、平時から連携内容を相互に確認し、連携体制のさらなる充実・強化を図る。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(自動起動型信号機電源付加装置の整備)

災害停電に伴う信号機の停止による重大な交通事故や交通渋滞の発生を回避するため、 幹線道路上の主要な交差点において、停電時でも信号機に電気を供給する自動起動型信 号機電源付加装置等の整備について設置要望に関する協議を進める。

(交通安全施設の維持管理) [再掲]

大規模地震等が発生した場合であっても、緊急輸送路や避難に必要となる道路等における安全かつ円滑な交通を維持するため、町内居住状況や交通危険箇所に関する情報提供などを行い、関係機関と連携して交通安全施設の適切な維持管理を推進していく。

(交通整理訓練等の実施による災害対応力の強化)

東日本大震災では、停電等による信号機の滅灯事案が発生したことから、交差点等に おける手信号訓練や可搬式発電機を活用した信号機の復旧訓練を通じた作業の確認、リ エゾン派遣員を介した情報連絡体制の構築を図り、災害対応力の強化を推進する。

3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(業務継続に必要な体制の整備)

大規模災害発生時に町の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、業務継続に係る訓練や非常時優先業務の見直しなど、業務継続計画の実効性を高める取組を推進していくとともに、必要不可欠な行政機能を確保するための体制整備を促進していく。

(受援体制の整備)

大規模自然災害の発生時には、行政機関が自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定に取り組み、受援体制の整備を推進していく。

(防災拠点施設の機能確保)

いつ災害が発生したとしても速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動 対応を実現するため、本庁舎の情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備 等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り 組む。

(訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応能力の強化) [再掲]

大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、各種 防災訓練等に取り組み、防災関係機関や消防団、自主防災組織等との連携体制と災害対 応力の強化を推進するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化) 「再掲]

大規模災害等が発生し、本町を含む福島県のみでは十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道・東北8道県による相互応援協定、福島県及び隣県5県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等が締結され、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築されている。

大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等への参加を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

(緊急車両や避難所に供給する燃料等の確保) [再掲]

災害発生時において、緊急車両の運行や避難所で必要となる燃料等の供給を確保する

ため、町内のガソリンスタンド等と燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を進めるとともに、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取り組みを推進する。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
<i>执⇔⁄☆⁄+/⊬*/-</i>	(R2年度)	(R7年度)
協定締結件数	2件	3件

(東北電力ネットワーク株式会社 相双電力センターとの連携強化)

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急 復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、東北電 力ネットワーク株式会社 相双電力センターとの協定内容の見直しなどを通じ、電力の応 急対策の充実に取り組むとともに連携強化を図る。

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期機能停止

(防災拠点施設の機能確保) [再掲]

いつ災害が発生したとしても速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動 対応を実現するため、本庁舎の情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備 等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り 組む。

(情報システムの業務継続体制(ICT-BCP)の強化)

大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至った場合でもできるだけ早く復旧させるため、「業務継続計画」に情報システムの対策を反映している。障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報システムによる業務継続の体制強化を推進する。

(情報通信設備の耐災害性の強化)

地震や地域停電でも情報通信設備が止まらない体制の確保に向けて、サーバー統合や 民間データセンターのハウジング委託を活用した重要ネットワーク機器の運用を進め、 情報通信設備の耐災害性の強化を図る。

(多様な通信手段の確保)

災害等発生時において災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を行うため、福島県総合情報通信ネットワークや原子力防災に係る緊急時連絡網システムによる通信機器(電話・FAX・TV会議システム等)の整備、衛星携帯電話の配備など、多様な通信手段の維持・確保に取り組む。

(医療機関における情報通信手段の確保) 「再掲】

災害時における医療機関の情報通信手段の確保を推進するとともに、医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域救急医療情報システム(EMIS)を活用した円滑な対応ができるよう、EMISの操作説明や訓練等に取り組む。

(緊急情報の伝達手段の多重化)

東日本大震災、原発災害の教訓から広野駅利用者や電車の乗客等があった場合を想定し、建物の耐震化や待合室の拡張により一時避難所としての機能を強化する。また、地域の避難情報を提供できるデジタルサイネージの設置、無停電設備やWiFi環境による通信手段を確保し、駅利用者以外に周辺住民に対しても十分な情報発信機能を高める施設とする。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(住民等への情報伝達体制の強化) [再掲]

災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、関係機関及び放送・ 通信事業者との連携を一層強化し、防災行政無線や災害情報共有システム(Lアラート)、 緊急速報メールの配信など、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等へ の情報伝達体制の強化を推進する。

(放送事業者との連携強化)

災害時において、町民や町外関係者に正確かつ分かりやすい情報を提供し、混乱の防止及び適切な行動を支援するため、各放送事業者と町が円滑に情報伝達や意思疎通を行えるよう相互に顔の見える関係づくりを進め、連携を強化することで、災害時における広報活動の充実を図る。

目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む) を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

(企業等の事業継続力強化の支援)

県及び商工関係5団体で締結した「福島県事業継続計画(BCP)策定支援に関する協定」に基づく様々な支援に関する取組を活用して、各事業者の実態に応じた個別具体的なBCP策定支援に取り組み、町内企業の業務継続計画(BCP)策定及び企業の防災力向上を促進する。

(緊急輸送路の防災・減災対策) [再掲]

大規模災害時に災害応急対策活動のための物流等を支える輸送路として機能するよう、 国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努める。

また、町道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて予防保全的な修繕を行う。

(迂回路となり得る農道・林道の維持管理) 「再掲]

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的に農道・林道の維持管理を推進する。

(橋梁・トンネルの耐震対策) [再掲]

避難や物流輸送に必要な防災拠点・各避難所等を結ぶ緊急輸送路において、大地震が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する必要があるため、施設の耐震対策を計画的に実施していく。

また、実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化に努める。

(橋梁・トンネルの長寿命化等)

従来の「事後保全型」の維持管理を見直し、施設の重要度などに基づいて新たに「予防保全型」の維持管理方式を取り入れることにより、維持管理費による財政面への圧迫を回避し、中長期的な経費の平準化を図るとともに、災害が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する。

(広域的な道路・交通基盤の整備)

広域的な道路へのアクセス道路の整備等により、災害発生時においても救援・救助に 係る人員・物資等の円滑な輸送を確保し、地域交通のネットワークの形成を推進する。

(広域道路等の体系的な整備) [再掲]

大規模災害発生時においては、避難、救助活動、物資供給等を円滑に行うための道路 交通の確保が重要であることから、広域道路を結ぶネットワークの整備並びに予防保全 的な修繕により通行の安全・安心の確保を推進する。

5-2 食料等の安定供給の停滞

(広域的な道路・交通基盤の整備) [再掲]

広域的な道路へのアクセス道路の整備等により、災害発生時においても救援・救助に 係る人員・物資等の円滑な輸送を確保し、地域交通のネットワークの形成を推進する。

(緊急輸送路の防災・減災対策) [再掲]

大規模災害時に災害応急対策活動のための物流等を支える輸送路として機能するよう、 国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努める。

また、町道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて予防保全的な修繕を行う。

(迂回路となり得る農道・林道の維持管理) 「再掲]

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的に農道・林道の維持管理を推進する。

(食料生産基盤の整備(ほ場区画整理))

食料生産の基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄地による農地の荒廃は、自然災害発生時のリスクを増加させることから、現在施工されている県営ほ場整備事業を含め、関係機関と連携したほ場の区画整理等による食糧生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
ほ場整備率(水田)	(R2年度)	(R7年度)
(ほ場整備された面積合計÷農振農用地)	92.0%	92.0%

(農業水利施設の長寿命化・防災減災)

町内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでおり、施設の維持管理が課題となっていることから、県営事業との連携も図りながら老朽化した水路等の更

新を進める。また、水路の改良や修繕を実施し、災害の未然防止を図る。

目標 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、 ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これ らの早期復旧を図る

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

(要請に基づく避難所等へのLPガス供給)

災害に伴う停電発生時における避難所等での被災者の生活支援や応急対策を行うため に必要等なLPガス燃料・器具等の供給体制を確保のするため、町内LPガス販売事業 者と供給協定を締結するともに、日頃から協力要請や連絡体制を相互に確認し、関係機 関との連携強化に取り組む。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
協定締結件数	(R2年度)	(R7年度)
	0件	3件

(東北電力ネットワーク株式会社 相双電力センターとの連携強化) [再掲]

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急 復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、東北電 力ネットワーク株式会社 相双電力センターとの協定内容の見直しなどを通じ、電力の応 急対策の充実に取り組むとともに連携強化を図る。

(緊急車両や避難所に供給する燃料等の確保) [再掲]

災害発生時において、緊急車両の運行や避難所で必要となる燃料等の供給を確保するため、町内のガソリンスタンド等と燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を進めるとともに、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取り組みを推進する。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
協定締結件数	(R2年度)	(R7年度)
	2件	3件

(石油コンビナート防災体制の充実・強化)

石油コンビナート周辺の生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす石油コンビナート災害 の発生・拡大を防止するため、関係機関、関係企業及び地域住民等が協力・連携して石 油コンビナート総合防災訓練に取り組み、石油コンビナート防災体制の充実・強化を推進する。

(再生可能エネルギーの導入拡大)

大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入拡大を促進し、エネルギー供給源の多様化を図るとともに、町内地域経済の活性化を促進していく。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
公共施設における太陽光パネル・蓄電シス	(R2年度)	(R7年度)
テムの導入	3ヶ所	12ヶ所

(バックアップ電源としてのインフラ整備)

再生可能エネルギーのさらなる推進と環境問題からの脱炭素化の潮流からも、自家用車や商業車両であるバス・トラックなどを電気自動車、ハイブリット車、燃料電池車などに転換する機運が高まっている。特に、防災面から家庭用のバックアップ電源として期待できる電気自動車への転換に追い風となる。ついては、インフラ(高電圧 200Wの急速充電設備、電気自動車購入費用)整備にかかる補助制度を創設する。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(上水道施設の防災・減災対策) [再掲]

大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な水需要等を踏まえた水道施設(基幹管路や配水池、浄水場など)の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協定など水道事業継続のための体制整備を促進する。

(下水道業務継続計画(BCP)の策定・推進) [再掲]

東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「BCP」に基づく情報伝達訓練の実施や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進していく。

(下水道施設の維持管理) [再掲]

下水道事業を持続的に運営するためには、経営管理・執行体制の課題を把握し、解決に取り組むことが重要であることから「広野町下水道スットクマネジメント計画」に基

づき、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

(単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進) 「再掲]

し尿のみを処理する単独処理浄化槽について、平成12年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。

生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症の蔓延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、現況の確認を踏まえた老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。

(工業用水道施設の整備等)

工業用水道施設は、本町の復興を支える重要な産業基盤であることから、経営基盤の安定という側面を考慮しつつ、町は災害に強い工業用水道施設整備の計画的な整備を行うとともに、双葉地方水道企業団が実施する水道橋や土木構造物の耐震補強、施設・整備の健全性を保持するための定期的な保守点検、修繕及び更新工事等により、工業用水の安定供給を確保していく。

(工業用水道の応急復旧体制の整備)

災害発生時において、双葉地方水道企業団は、工業用水道施設の被害状況等の調査及び応急復旧対策を適切に行うため、応急復旧体制の検証・見直しや、応急復旧資機材の備蓄管理等に取り組むほか、本町との応急復旧に関する協定の締結への検討を進め、工業用水道の応急復旧体制の整備を推進するとともに連携強化を図る。

(農業集落排水施設の整備等)

農業集落排水処理施設の改修・更新を推進するとともに、施設の長寿命化を計画的に 進めるための最適整備構想の策定や適時適切な施設の修繕・更新など、農村生活環境の 改善、農業用の用排水の水質保全、機能維持及び公共用水域の水質保全を促進していく。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

(広域的な道路・交通基盤の整備) [再掲]

広域的な道路へのアクセス道路の整備等により、災害発生時においても救援・救助に 係る人員・物資等の円滑な輸送を確保し、地域交通のネットワークの形成を推進する。

(緊急輸送路の防災・減災対策)[再掲]

大規模災害時に災害応急対策活動のための物流等を支える輸送路として機能するよう、 国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努める。 また、町道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて予防保全的な修繕を行う。

(広域道路等の体系的な整備) 「再掲]

大規模災害発生時においては、避難、救助活動、物資供給等を円滑に行うための道路 交通の確保が重要であることから、広域道路を結ぶネットワークの整備並びに予防保全 的な修繕により通行の安全・安心の確保を推進する。

(迂回路となり得る農道・林道の維持管理) [再掲]

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的に農道・林道の維持管理を推進する。

(橋梁・トンネルの耐震対策) [再掲]

避難や物流輸送に必要な防災拠点・各避難所等を結ぶ緊急輸送路において、大地震が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する必要があるため、施設の耐震対策を計画的に実施していく。

また、実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化に努める。

(橋梁・トンネルの長寿命化等) [再掲]

従来の「事後保全型」の維持管理を見直し、施設の重要度などに基づいて新たに「予防保全型」の維持管理方式を取り入れることにより、維持管理費による財政面への圧迫を回避し、中長期的な経費の平準化を図るとともに、災害が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する。

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備) [再掲]

土砂災害の危険が高まった場合に住民が適切に避難行動をとれるよう、土砂災害危険 区域を含む地区住民に対し、土砂災害ハザードマップを活用した防災訓練や出前講座等 を実施し、危険個所の周知と土砂災害への意識の高揚を図る。

(砂防関係施設の維持管理) 「再掲]

砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、関係機関と連携しながら、施設の維持管理を計画的に進める。

(河川管理施設の整備等) [再掲]

台風や集中豪雨などの治水対策として、水門・樋門等の河川管理施設についての計画的な補修・更新を行うとともに、平時から河川管理者や関係機関との連絡体制を強化し、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態の常時確保に努める。

(鉄道施設の復旧・基盤強化)

本町を含む浜通り地方を縦断するJR 常磐線は、令和2年3月に全線で運行が再開しており、沿線住民の重要な生活交通基盤であるとともに、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能も有することから、関係機関との緊密な連携の下、必要な支援に取り組み、鉄道関連施設の防災・減災対策を促進していく。

(地域公共交通の確保)

鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等の輸送や住民避難の手段として重要であるとともに、中山間地域の日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、公共交通機関の利用促進を図り、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進する。

町内にあるJR広野駅や町民バス・高速バスなどの資源が有効に連携して町内外の人に活用されるために、さまざまな移動手段を組み合わせ、充実化することで、利便性を向上させる。

6-4 異常渇水等による用水の供給途絶

(渇水時における情報共有体制の確保)

渇水が発生したとしても、周辺地域の渇水状況を迅速に把握し、的確な初動対応を実現できるよう、渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けた取組を進める。

(工業用水の渇水対策)

異常渇水の発生時においても工業用水が給水停止となる事態を回避するために必要な 措置を適切に講じていくとともに、関係機関や工業用水道受水企業と緊密に連携した対 応を可能とする体制の強化を図りながら、渇水対策の充実に向けた取組を進める。

(農業用水の渇水対策)

異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料(非常配備体制表、用水系統図等)の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農

業用水の渇水対策の充実に向けた取組を推進していく。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業水利施設の適正な保全管理)

町内の農業水利施設の多くは、東日本大震災による被災や老朽化等による機能低下が起きている。また、農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった経営体制にも弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。

災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、広野町土地 改良区等と連携し適正な施設診断の実施や施設の復旧を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組み、安全安心な農村づくりを促進していく。

(河川管理施設の整備等) 「再掲]

台風や集中豪雨などの治水対策として、水門・樋門等の河川管理施設についての計画的な補修・更新を行うとともに、平時から河川管理者や関係機関との連絡体制を強化し、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態の常時確保に努める。

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備) [再掲]

土砂災害の危険が高まった場合に住民が適切に避難行動をとれるよう、土砂災害危険 区域を含む地区住民に対し、土砂災害ハザードマップを活用した防災訓練や出前講座等 を実施し、危険個所の周知と土砂災害への意識の高揚を図る。

(砂防関係施設の維持管理) [再掲]

砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、関係機関と連携しながら、施設の維持管理を計画的に進める。

(石油コンビナート防災体制の充実・強化)[再掲]

石油コンビナート周辺の生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす石油コンビナート災害の発生・拡大を防止するため、関係機関、関係企業及び地域住民等が協力・連携して石油コンビナート総合防災訓練に取り組み、石油コンビナート防災体制の充実・強化を推進する。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を防止するため、広野町公害防止協定に基づき、協定締結先の事業所における化学物質の使用量・製造量の把握や周辺環境(大気・排出水等)の調査に取り組むとともに、事業所における管理規程の作成、施設・設備の保守点検の実施及び緊急時における迅速な応急措置等を促進し、有害物質使用事業場における防災・減災対策及び有害物質の拡散・流出防止対策を推進する。

(アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体)

災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあることから、平常時から関係機関等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための体制整備を進める。

(PCB廃棄物の適正処理)

災害等の発生によってPCBが拡散・流出する事態を防止するためには、保管事業者がPCB廃棄物を速やかにかつ適正に処理するとともに、処理完了までの間において本体・保管容器の転倒・漏れ防止対策等に留意した適正保管を実施することが求められることから、事業者に対する指導等を継続・強化し、PCB廃棄物の適正処理を促進する。

(工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施)

工場・事業所におけるリスクコミュニケーション実施の普及促進を図るため、事例発表・交流会やセミナーの開催、企業アンケート調査、企業訪問による取組状況の確認等を行い、工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの底上げ及び継続実施の促進を図る。

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

(原子力発電所の安全監視)

東京電力(株)福島第一原子力発電所において、燃料デブリや使用済燃料の取り出し作業が進められる中、汚染水の流出や放射性物質の飛散が生じることのないよう、県の「廃炉安全監視協議会」や町民・各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」等の様々な機会を捉えて、廃炉に向けた取組をしっかりと監視し、国及び東京電力ホールディングス(株)に対し、万全の対策を求めていく。

(原子力防災体制の充実・強化)

原子力災害の教訓を踏まえ、地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しや広域避難計画の修正に取り組んでいるが、平常時のモニタリング体制や広域避難先となる自治体や関係団体等との相互応援協定を始めとする連携協力体制を整備・強化する。

(原子力災害時避難対策の推進)

新たな原子力災害発生時の円滑な住民避難に向けた、「広野町原子力災害広域避難計画」の実行性を高めるため、住民避難訓練(原子力防災訓練)の実施や広域避難の課題解決に向けた検討など、原子力災害時避難対策の充実に向けた取組を実施していく。

(広域避難計画に基づく住民避難訓練の実施)

原子力発電所において緊急事象が発生した場合に備え、関係機関との緊密な連携の下、 広域避難計画に基づく住民避難訓練を継続して行い、緊急時における連携確認、関係者 の防災技術の習得、地域住民の取るべき行動についての理解促進を図る。

(関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化)

いかなる災害が発生したとしても、国、県、関係機関及び原子力事業者等と速やかに情報を共有し、的確な初動対応を行うため、TV会議システム点検・更新など、原子力災害に備えた緊急時通信連絡体制の整備を推進するとともに、通信機器の保守点検や定期的な通信訓練の実施により、関係職員の操作習熟度の向上及び関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化を促進していく。

(原子力災害医療体制の充実・強化)

原子力災害の教訓を踏まえ、原子力災害医療体制の充実・強化を図るため、原子力災害医療等を提供する医療機関の整備や安定ョウ素剤の配備方針などを取りまとめた「福島県原子力医療行動計画」への理解を深め、福島県原子力防災訓練等への参加を通じて避難退域時検査や安定ョウ素剤の住民配布等の対応について検証し、原子力災害医療体制の充実・強化を促進していく。

また、関係機関と連携し、廃炉に向けた作業中に発生する事故や県内各地の放射線事故などによる傷病者の発生に備えた緊急被ばく医療の提供に取り組むとともに、教育・研究・診療を通じた被ばく医療学分野の人材育成に努め、原子力災害医療体制の充実強化に向けた活動を推進していく。

(中間貯蔵施設及び除染土壌等の輸送の安全確保)

除染により発生した除去土壌等は、国が中間貯蔵施設で最終処分までの間、安全かつ 集中的に貯蔵する事業を進めているが、町としても関係機関と連携した施設や除去土壌 等の輸送における安全確認を行うとともに、災害発生時においても除去土壌等の安全な 輸送及び保管における適正な管理体制を確保できるよう、連絡体制の確立や合同訓練の 実施等に取り組む。

(放射線等に関する正しい知識の普及啓発)

放射線による健康被害や原子力発電所事故の状況に対する不安を払拭するため、講演会等を実施するほか、環境創造センター等を活用した情報発信・学習支援の取組等により放射線に関する正しい知識の普及啓発に努め、原子力緊急事態における地域住民の不要な被ばくを回避するため、放射線に関する正しい知識の普及啓発に継続的に取り組む。

(様々な教育分野と関係した放射線教育の推進)

児童・生徒が放射線等についての基礎知識を持ち、放射線等から身を守る実践力を身につけるため、農林水産物の環境放射線モニタリングや甲状腺検査、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組など、身の回りで行われている復興の様々な取組に目を向ける機会を通じて、自ら考え、判断し、行動できる力を育むとともに、放射線等に関する基礎的な内容について理解を深める学習を中心としつつ、関係機関との連携を図りながら、子どもたちの未来を拓く放射線教育を推進していく。

(震災教訓の伝承・風化防止) [再掲]

東日本大震災と原子力災害の記録や資料を収蔵・保存し、震災を経験して得た教訓や知見を継承し、世代を超えて共有することで、風化防止に取り組むとともに、今後の防災・減災対策に活かしていく。

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(食料生産基盤の整備(ほ場区画整理))[再掲]

食料生産の基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄地による農地の荒廃は、自然災害発生時のリスクを増加させることから、現在施工されている県営ほ場整備事業を含め、関係機関と連携したほ場の区画整理等による食糧生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
ほ場整備率(水田)	(R2年度)	(R7年度)
(ほ場整備された面積合計÷農振農用地)	92.0%	92.0%

(地すべり防止施設の整備等) [再掲]

町内においては「地すべり防止指定区域」の指定はないものの、森林の循環的利用・ 林業の活性化により、多面的機能を有する森林を保全するため、ふくしま森林再生事業 を活用し森林整備を推進する。

(治山施設の整備等) [再掲]

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持し、渓流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の状況を把握し、関係機関との協議や情報共有体制の強化を図る。

(災害に強い森林の整備)

原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業の生産活動が停滞し、水源涵養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にあることから、森林整備と放射性物質対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進していく。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
ふくしま森林再生事業の推進	(R2年度)	(R7年度)
	162ha	528ha

(農業水利施設の適正な保全管理) [再掲]

町内の農業水利施設の多くは、東日本大震災による被災や老朽化等による機能低下が起きている。また、農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった経営体制にも弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。

災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、広野町土地 改良区等と連携し適正な施設診断の実施や施設の復旧を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組み、安全安心な農村づくりを促進していく。

(有害鳥獣被害防止対策の充実・強化)

東日本大震災及び原子力災害に伴う避難の影響もあり、有害鳥獣の生息域が拡大する一方、対策に当たる人材が不足しており、農地及び農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生育環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的は対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実強化を図る。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
農地への電気柵等設置	(R2年度)	(R7年度)
	7,100m/年	20,000m/年
有害鳥獣捕獲件数	150 頭/年	200 頭/年

(農業・林業の担い手確保と育成)

農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念されている。自然災害の発生に備えて、農地の多面的機能が十分発揮されるよう、今後も引き続き、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組む必要がある。

また、東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実など、林業担い手の確保・育成にも取り組む。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
認定農業者数	(R2年度)	(R7年度)
	23 人	25 人
新規就農者	(R2年度)	(R7年度)
	_	2 人/年

7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等)

東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や町産農産物等の魅力等についての情報発信に取り組んでいる。原子力災害に対する誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集して、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた粘り強い取り組みを通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく。

(放射線モニタリング体制の充実・強化)

地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクに備え、原子力発電所周辺の影響監視を行うとともに、町内全域における空間線量率の

モニタリングや福島県環境放射能測定マップを活用した情報発信等に取り組み、放射線 モニタリング体制の充実・強化を図る。

(家畜伝染病対策の充実化) [再掲]

大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・蔓延防止対策を迅速かつ的確に 行うため、実施主体となる福島県との緊密な連携のもと、初期防疫に必要な資材の備蓄、 防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結など、家畜伝染病対策の充実・強化に 向けた取組を推進するとともに、実施主体となる福島県相双家畜保健衛生所と連携し家 畜防疫体制の一層の強化を図る。

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復 できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定・推進)

被災地における応急対策や復旧・復興の円滑な実施に向け、災害により発生した廃棄物を迅速に処理するため、関係法令を基に計画策定を進めるとともに、一時集積場所の確保に努め、災害廃棄物処理体制の強化を促進していく。

(災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化)

大規模な地震や水害等の発生時には、通常通りの廃棄物処理が困難となるとともに、 大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、関係団体との協定締結や作業手順の具 体化を検討するなど、災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化に取り組んでい く。

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(人的支援の受入)

町の職員や施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、被災地の復旧・ 復興が遅れる事態を回避するため、関係機関との連携を密にしながら、応援職員の受入 れを円滑に行う体制の整備を進める。

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化) [再掲]

大規模災害等が発生し、本町を含む福島県のみでは十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道・東北8道県による相互応援協定、福島県及び隣県5県による相互応

援協定、全国知事会による広域応援協定等が締結され、人的・物的支援について都道府 県間の広域応援体制を構築されている。

大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等への参加を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

(復旧・復興を担う人材の育成)

大規模自然災害の発生時において、損壊の危険がある被災建築物や土砂災害危険箇所等における二次災害の発生を阻止し、応急復旧活動を円滑に実施する体制を整えるため、複雑化かつ多様化する復旧・復興業務へ速やかに対応できる人材育成を推進する。

(災害時応援協定締結先との連携強化)

大規模災害発生時において、建設関係事業者の応援協力による応急対策(被災状況の調査や公共施設の応急復旧等)を迅速かつ効果的に行うため、防災訓練等を通じて協定内容や初動対応等を確認するなど、災害時における応急対策業務の支援に関する協定を締結している建設関係事業者との一層の連携強化を図る。

(災害復興ボランティア関係団体との連携強化)

大規模自然災害等が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や被災場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、ボランティア受入施設等の担当者研修や災害ボランティアセンター運営講座、NPOや社会福祉協議会との連携・協働に向けた合同会議の開催など、ボランティア関係団体等との連携を強める取組を促進し、災害復興ボランティア受入体制の充実を図る。

(災害対応ロボット等の開発・研究)

ロボット技術は、社会・産業インフラの点検や被災地での救急・医療活動への活用など、国土強靭化にも資するものであり、原子力災害からの復興に不可欠な廃炉作業への活用も期待されている。

将来を支える成長産業としてロボット関連産業の集積を図るための福島ロボットテストフィールドの整備や福島イノベーション・コースト構想に基づき、産学官が連携した新たな発展産業の形成を進める。

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域コミュニティの再生・活性化)

地域コミュニティは災害時に地域の人々が互いに助け合う「共助」を担う基盤である

ことから、地域おこし協力隊や学生など外部人材の活用による集落等の活性化を図るほか、定住・二地域居住の推進により、地域の担い手を確保していくとともに、地域資源を活用した事業化の支援など、住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進し、地域コミュニティの再生・活性化を図っていく。

また、町内への帰還に向けた生活環境等の整備や避難者の帰還促進に向けた交流・相談支援等に取り組み、原子力災害によって弱体化した地域コミュニティの再生・活性化を推進していく。

(地域公共交通の確保) 「再掲]

鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等の輸送や住民避難の手段として重要であるとともに、中山間地域の日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、公共交通機関の利用促進を図り、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進する。

町内にあるJR広野駅や町民バス・高速バスなどの資源が有効に連携して町内外の人に活用されるために、さまざまな移動手段を組み合わせ、充実化することで、利便性を向上させる。

(自助・共助の取組促進) [再掲]

地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人ひとりが自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、防災マップを活用した情報発信や防災出前講座の実施など、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加等の取組を促進していく。

(自主防災組織等の強化) [再掲]

東日本大震災等の影響により、従前の自主防災組織はその活動を休止せざるを得ない 状況であるが、日頃からの防災活動の活性化を図るため、自主防災組織のリーダー・防 災士等の人材育成や各種訓練への参画など、自主防災組織の結成や活動促進に向けた取 組を支援し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
地区自主防災組織の設置	(R2年度)	(R7年度)
	2 地区	3地区

(避難行動要支援者対策の推進) 「再掲]

高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者は、災害情報の受理・認識、避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想されることから、災害発生時に速やかに要配慮者を把握して円滑に避難誘導等を行うため、避難行動要支援者名簿の更

新や対象者一人ひとりの具体的な個別支援計画の作成を行うとともに、関係機関及び地域住民の協力・連携による避難行動要支援者の避難訓練を実施し、地域防災力の向上及び避難行動要支援者対策の充実を推進していく。

(空き家を活用しての応急仮設住宅の整備)

空き家が適切に管理されないと、老朽化により倒壊や火災の危険性、衛生面や美観などからも大きな課題がある。一方で大規模災害が起きた場合に、避難の長期化が起こった際の二次避難場所として、空き家を活用した応急仮設住宅として整備したり、移住施策におけるお試し住宅として整備する。また、移住者が空き家を購入した場合に、改修費用の一部を負担する補助制度を創設する。

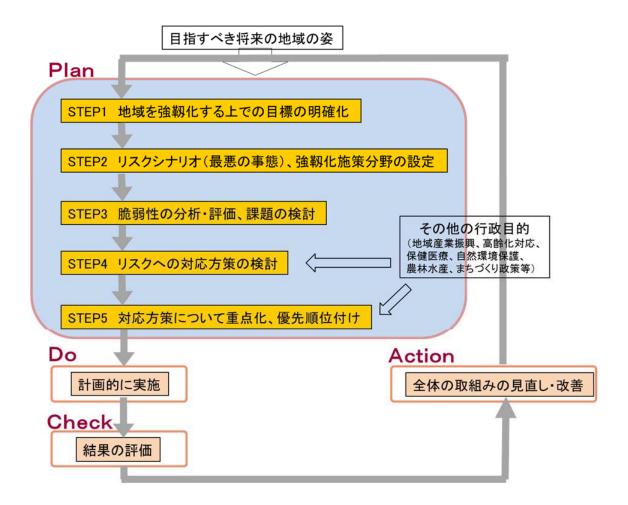
第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、町での横断的な取り組みの下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して、強くしなやかな地域づくりに取り組む。

2 進捗管理及び見直し

各施策の達成状況や進捗状況を適宜検証し、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や本町における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



広野町国土強靱化地域計画 広野町 環境防災課

〒 979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35 番地

電 話: 0240-27-2114 FAX: 0240-27-4701